

米国における特許付与後の各種手続上の留意事項

2014年09月22日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

1981年7月1日から実施された査定系再審査においては、特許権消滅後6年間、特許権者を含む誰もが請求できるが、第三者は答弁書を提出するだけで、特許権者の補正に対する意見を具申する機会是与えられていませんでした。

そこで、1999年11月29日の改正により、当事者系再審査制度が利用できるようになりました。当事者系再審査制度（適用対象：1999年11月29日以降の出願に基づく特許）においては、特許権者以外の第三者請求人が再審査を請求できると共に、再審査の過程で第三者請求人にも意見を具申する機会が与えられました。このように、第三者請求人は、当事者系再審査制度を利用できるようになりました。

米国において特許付与後の各種手続は、訴訟の前段階と言われ、今後、その利用は特許戦略上ますます重要な位置を占めると考えられます。そこで、当事者系再審査、付与後レビュー、当事者系レビュー等の付与後の各種手続に関し留意すべき事項等について以下に説明します。

【全9頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06-6351-4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.